

広告募集案内（施設広告掲出仕様書）

広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

名 称	公園トイレ便器前壁面への広告掲出
広告掲出場所概要	公園トイレ便器前壁面に撤去が可能な素材で作成した広告を設置 <input checked="" type="checkbox"/> 屋外広告物には該当しません。 <input type="checkbox"/> 屋外広告物に該当します。
利用者層等	公園利用者
規格等	最大 縦 150 mm×横 200 mm
広告掲出期間	令和8年7月1日～令和9年3月31日 ※1か月単位で申し込み可。開始日が閉庁日の場合、翌開庁日とする。
備 考	

■広告料

掲出場所	スペース（縦×横）	枠数	広告料(1枠、税込)
(1)城山公園旭城西トイレ (2)城山公園野球場トイレ (3)維摩池トイレ	最大 縦 150 mm×横 200 mm	(1)男性用5か所、女性用3か所、 多目的1か所 (2)男性用5か所、女性用2か所、 多目的1か所 (3)男性用3か所、女性用2か所、 多目的1か所	500円/月

■広告掲出に関する条件

尾張旭市広告掲出要綱及び尾張旭市広告掲出基準を遵守してください。

その他以下に掲げる広告は掲出できません。次に掲げる関連事業の業種・事業者に限定します。

--

■広告の制作等

- ・原稿内に、「広告」である旨を、判別できる明瞭な色彩で明記してください。
- ・申込時に広告原稿案を提出し、原稿内容の審査を受けてください。
（広告掲出基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。）
- ・市が定める最終締切までに原稿をご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合または掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご注意ください。
- ・広告の制作は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。
- ・広告の素材及び設置の方法については、市と協議のうえ決定してください。
- ・広告は、広告掲出期間中、壁から剥離しないものであって、かつ、広告撤去時に塗装の剥離等が生じない素材としてください。

- ・ 広告の設置及び撤去は、市の立ち合いのもと、広告掲出希望者において行ってください。
- ・ 広告の撤去に伴い、塗装の剥離等が生じた場合は、広告掲出希望者の費用負担で現状に復旧してください。なお、その場合の復旧範囲は市の指示に従ってください。
- ・ 広告の掲出期間中、広告の毀損、汚損、滅失等が生じた場合は、広告掲出希望者において再度広告を作成し、掲出してください。なお、その場合の費用負担は広告掲出希望者とします。
- ・ 広告内容に変更がある場合、変更の1週間前までに審査を受けてください。また、広告内容の変更は、1か月に1回を超えない範囲で行うことができます。

■申込み

申込方法	「尾張旭市広告掲出申込書」、「市税等納付状況確認同意書」、広告案及び証明書類（法人は法人登記記録の全部事項証明書、個人はマイナンバーが記載されていない住民票）を下記の申込先へ直接又は郵送により提出してください。
事業者選定方法	先着順 ※1日単位で締め切ります。同日に受けた申し込みは同順位として取扱います。同日内に空枠数を超過した場合は、市の抽選により決定します。 ※「同日」の扱いは、開庁時間とします。閉庁時間後に受領した申し込みは、翌開庁日の受付分と同順位とします。 ※郵送による申し込みは、申し込み書類が以下の申込先部署に到着した日を受付日として取扱います。
募集開始日	令和8年5月1日（月）
申込期間	令和8年5月1日（月）以降随時 ※掲出希望開始月の前々月の20日までにお申込みください。
申込先	（担当課名）都市整備部公園農政課 （所在地）〒488-8666 尾張旭市東大道町原田 2600 番地 1 （TEL）0561-76-8161 （メールアドレス）kouenousei@city.owariasahi.lg.jp
留意点	※財産の使用許可を受けていただく必要はありません。 ※残部状況に応じて随時、担当より補充のご連絡をさせていただきます。

■広告掲出場所等の写真

（一例です。場所によって壁の素材や便器のサイズが異なりますので、現地を御確認ください。）

【維摩池トイレ外観】



【大便器前】



【小便器前】

